

塩尻市立図書館雑誌広告掲載制度取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 塩尻市広告掲載取扱要綱（平成 20 年 8 月 20 告示第 51 号。以下「要綱」という）及び塩尻市広告掲載基準に定める規定に基づき、塩尻市立図書館（以下「図書館」という）の雑誌に広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 雑誌広告掲載制度は、図書館資料を広告媒体として活用することにより、民間企業等の情報発信の場を提供することで、図書館のビジネス支援の一環として行うことを目的とする。

(制度の内容)

第 3 条 広告を表示する者（以下「広告主」という）が広告料を負担し、図書館が提示した雑誌の中より希望する雑誌を選択し広告を掲載する（以下「広告雑誌」という）。当該雑誌を図書館は書架に配架する。

2 図書館は、広告雑誌の最新号にカバーを取り付ける。

3 広告は、広告雑誌のカバーの表面と裏面に表示するものとする。

(広告主の対象)

第 4 条 広告主は、塩尻市広告掲載基準第 5 条による。

(広告内容の基準)

第 5 条 広告内容は、塩尻市広告掲載取扱要綱第 3 条及び塩尻市広告掲載基準第 6 条による。

(雑誌の選定)

第 6 条 広告を掲載する雑誌は図書館が定めるものとし、広告主は、選定された雑誌の中から広告を掲載する雑誌を選択するものとする。

(広告の規格等)

第 7 条 雑誌カバー表面に、4cm×10cm で、雑誌の名前にかからないように広告主名を表示する。

2 雑誌カバー裏面の広告は、最大雑誌サイズまでとし、広告主が作成した表裏 1 枚を表示する。

(申し込み及び決定)

第 8 条 雑誌広告掲載制度に申し込みしようとする者は、塩尻市立図書館の広告掲載申請書（様式第 1 号）に広告図案を添えて市に提出するものとする。

2 市は、前項の申し込みを受けたときは、内容を審査し、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(覚書)

第9条 広告掲載決定後、塩尻市と広告主は、広告掲載に関する覚書(様式第3号)を締結する。

(広告料の支払方法)

第10条 広告主は、広告掲載決定通知書(様式第2号)を受け取った日から30日以内に広告料を納入するものとする。

(1) 支払いは年額の一括払いとし、広告料は1雑誌1年間当り5,000円とする。ただし、下表に該当する場合は、広告料を減免することができる。

減免事由	減免額	期間
塩尻市立図書館が実施するビジネス支援事業を活用したうえで、創業又は新商品の発売あるいはこれと同等の行為があった者に対する特典として掲載する場合。	全額	雑誌に広告を掲載した日から3年間

減免を受ける場合には、図書館活用事例の優良案件として塩尻市立図書館が他者に紹介する場合があることを認めること。

(2) 広告を掲載していた雑誌が休刊等となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(3) 既に納入された広告料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告掲載ができなかった場合は、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告内容の確認等)

第11条 市長は、広告内容が申込書の記載内容に相違ないこと、及びこの要綱の規定に抵触していないことを確認するものとする。

(1) 市長は、前項の場合において、広告内容が広告掲載申込書(様式第1号)の記載内容と相違し、又はこの要綱の規定に抵触していると認めるときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の責務)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告の掲載期間)

第13条 広告の掲載期間は、市長が掲載を決定し雑誌に広告を掲載した日から1年間とする。

例：掲載開始年2月6日から翌年2月5日まで

2 期間の延長をする場合は、1ヶ月前までに広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 11 月 1 日 改正)

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。